消保第 1050 - 5 号 令和 2 年 5 月 15 日

大阪府内保安関係団体 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましても、ご協力いただき誠にありが とうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、本部長(知事)が、緊急事態措置として外出自粛やイベントの自粛を要請し、また、4月14日から5月6日までの間、施設管理者に対し、施設の使用制限等の要請を行いました。

さらに、5月4日の政府決定を受け、緊急事態宣言を実施すべき期間を5月31日まで延長することとされ、5月5日の府対策本部会議において、大阪府緊急事態措置の期間を5月31日まで延長し、実施内容の継続を決定しました。

その結果、現時点において府内における新規感染者数は、減少傾向に転じるという一定の成果が現れております。

そこで、現在の状況を踏まえ、5月14日に政府において緊急事態措置を一定緩和することが決定されたことにより、本府では、同日、第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府独自の基準(大阪モデル)に基づき、別添参考資料1のとおり、大阪府緊急事態措置を一定緩和することを決定しました。

府内各団体・企業におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延 防止のため、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

別添参考資料 1 5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

(令和2年5月14日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)

問い合わせ先 代表 06-6941-0351 本通知について

消防保安課 伊藤、小穴、水間(内線4884) 上記要請について

災害対策課

塩瀬、永島(内線4710)

参考資料1

5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日
- ③ 実施内容(「大阪モデル」を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除))

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び 特措法第24条 「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

- <u>外出自粛の要請</u>(特措法第45条第1項) <u>府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、</u> 引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。
 - 1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
 - 2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
 - 3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること (在宅勤務(テレワーク)の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など)
- <u>イベントの開催自粛の要請</u>(特措法第24条第9項) <u>イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請</u>。
- <u>施設の使用制限の要請等</u>(特措法第24条第9項) 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

外出自粛要請(特措法第45条第1項)

▶ 府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。
その際、特に次の内容を要請。

【自粛を要請する内容】

- 1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
- 2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
- 3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例 【別紙】など

- ①身体的距離の確保(人との間隔はできるだけ2m確保)
- ②マスクの着用(症状がなくてもマスクを着用)
- ③手洗い(家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う)
- ④在宅勤務(テレワーク)等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用

など

イベントの開催自粛要請(特措法第24条第9項)

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模:大小を問わない

○場所:屋内、屋外を問わない

○種類・内容:**生活の維持に必要なものを除く全てのイベント**

(具体例)

祭礼・地域行事、文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、 催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、 生活の維持に必要なものについては、感染防止対策を講じた上での実施を要請

施設の使用制限の要請等

> 多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

【実施内容】

- 1. 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】
 - ⇒適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)
- 2. 特措法により休止を要請する施設
 - ・全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設
 - ・クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設
 - ・イベントの開催自粛要請を踏まえた施設
 - ・5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設
 - ⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)
 - ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討(施設名を公表)
- 3. <u>特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設(5月16日から休止要請を解除する施設)</u> ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設
 - ⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。

但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、 当該ガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、 特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。

実施内容

- 1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)
- (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳	
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※ 百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。	
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスを含む。) ※但し、営業時間については、午前5時~午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすること を要請。(宅配・テークアウトサービスは除く。) ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年5月14日改正)を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請 (特措法第24条第9項)

2. 特措法により休止を要請する施設

▶全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、 バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ラ イブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、
運動施設、 遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、 スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)

▶ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<同上>
運動施設、 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

施設区分	施設内訳	要請内容
集会・展示施設(貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、 文化会館	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)

▶ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設內訳	要請内容
文教施設	学校(大学等を除く。)	<同上>

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設(5月16日から休止要請を解除する施設) ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場等	・府が定める標準的対策を遵守する
集会・展示施設	貸会議室	ことを条件に、休止要請を解除。
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育 施設、自動車教習所、学習塾 等	但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、 当該ガイドラインによるものとする。
博物館等	博物館、美術館、図書館等	・不特定多数の者が利用する施設に
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	は「大阪コロナ追跡システム」の導 入を要請。
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を 営む店舗	⇒ガイドライン等を遵守しない施設 や、今後クラスターが発生した施設 に対しては、特世法第24条第0項に
遊興施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設)	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫 茶、射的場 等	に対しては、特措法第24条第9項に 基づき、施設の使用制限等を要請す ることも検討。
運動施設、遊技施設 (クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場等	

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- □人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- □会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 口<u>手洗いは30秒程度</u>かけて<u>水と石けんで丁寧に</u>洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- □地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに<u>手洗い・手指消毒</u> □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- □身体的距離の確保 □ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養















ᄊᄔᄵᅩ

密集同談

密接回避

1984

咳エチケッ

手洗い

「新しい生活様式」の実践例 (5/4国の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- □予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- □混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- □屋外空間で気持ちよく
- 口大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 口多人数での会食は避けて
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- □テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと □会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定